

滋 病 防 第 87号  
令和2年(2020年)12月4日

各関係機関の長 様  
病害虫防除推進員 様

滋賀県病害虫防除所長

### 病害虫発生予察情報（特殊報第3号）について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

#### 令和2年度病害虫発生予察特殊報第3号

令和2年(2020年)12月4日  
滋 賀 県

1. 病害虫名 ヨコバイ科の一種（和名なし） *Singapora shinshana* (Matsumura)

2. 対象作物 ウメ、モモ等

3. 発生地域 大津市の一部

#### 4. 発生経過

- (1) 令和2年11月、大津市内の民家に植栽されたモッコウバラの葉を加害するヒメヨコバイ類が確認された。採取した成虫を農林水産省神戸植物防疫所に同定依頼した結果、本県では未発生のヨコバイ科の一種 *Singapora shinshana* (Matsumura) と同定された。
- (2) 本種の発生は、国内では、沖縄県、和歌山県、徳島県、埼玉県、京都府、大阪府、岡山県および群馬県で確認されている。海外では、中国、台湾、韓国および北朝鮮で確認されている。

#### 5. 形態および生態

- (1) 本種の成虫の体色は黄緑色で（写真1と2）、体長は3.0～3.5mm。複眼は黒色で、頭頂部に黒点が一つある（写真3）。
- (2) 本種は、ウメ、モモ、ナシ、リンゴ等のバラ科果樹の他、サンザシ、ポポー、ポプラ等を加害することが報告されている。
- (3) 本種は、幼虫および成虫が葉を吸汁加害し、葉の表面が白化する（写真4）。激しく加害された葉は落葉する。被害葉の裏側には幼虫の脱皮殻が付着していることが多い。

#### 6. 防除対策

- (1) 令和2年12月3日現在、本種に対して適用のある農薬はない。
- (2) 発生および被害の早期発見に努め、発生を確認した場合は寄生している葉ごと速やかに除去し、適切に処分する。



写真1 葉上の成虫



写真2 葉裏の成虫（大津市内の民家）



写真3 頭頂部の黒点



写真4 モッコウバラの被害葉（大津市内の民家）

お問い合わせ先：  
滋賀県農業技術振興センター  
花・果樹研究部  
TEL:077-558-0221 FAX:077-558-3670  
Email:[GC58@pref.shiga.lg.jp](mailto:GC58@pref.shiga.lg.jp)

# 農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。

## 1. 販売に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ②販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
  - ・農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
  - ・コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩盗難防止対策をとってください。
- ⑪最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

## 2. 使用に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ②販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
  - ・ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
  - ・使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
  - ・希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
  - ・使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
  - ・各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
  - ・最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦農作物等および土壤、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようすること。
- ⑧農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。